

生活保護基準引下げのマッチポンプ

－福祉をもって福祉を制する「不思議」－

永山 誠

*気づいていますか、21世紀福祉の「不思議」

社会福祉士養成教科書『地域福祉の理論と方法』（中央法規 2015）によると「21世紀の福祉」とは地域福祉のことです。法的根拠は 2000 年の社会福祉法です。しかし一般の方々はこの変化をご存知なのでしょうか。高齢、介護、障害、保育など従来の分野別の呼称を継承しているので、言葉上、かわらないようにみえる。しなし福祉の意味がいつの間にか自己責任、相互扶助に激変してしまった。第二次大戦後先進資本主義国では国際的な高度成長の終焉をへて経済停滞期に入ると、おおむね社会福祉・社会保障制度は福祉国家に国民参加型福祉を組み込む福祉社会システムへ傾斜します。

日本も同様ですが、以下のような特徴があると思います。

第 1 に、福祉国家型の戦後社会福祉・社会保障制度が変容しますが、他の先進国とくらべ理念・原理・原則の崩れが際立っている。

第 2 に、戦後社会福祉・社会保障制度の理念、原理・原則は一気には変容せず、実に数十年の「超長期」（閣議決定「新経済社会 7 カ年計画」1979）にわたり系統だって徐々に変ぼうした。数年ごとだとあまり気づかないが、これを半世紀積み重ね、いつのまにか原理・原則が逆転した。

第 3 に、戦後社会福祉・社会保障制度の理念、原理・原則の改変は、国会での論戦を回避し、論点を伏せるようにして法改正が積み重ねられた。典型例は 2012 年の社会保障制度改革推進法です。制度の理念・原理・原則である生存権保障を自己責任に切り替えた法律ですが、中身は一息入れた翌 2013 年、社会保障制度改革推進国民会議「報告書」で初めて何がどう変わるかその姿が表れる。「後だしじゃんけん」です。国民は法成立後にびっくりした。決まらなかったが「死亡消費税」の創設まで論議されていた。

第 4 に、国民意識から「歴史の記憶」を徐々に消去した。その一環として社会福祉士養成教科書から 2009 年度以降「福祉の歴史」をバツサリ削除された。度胸のあるバツサリです。新カリキュラムの学生は「戦後社会福祉の理念」が大方、削除済みです。

歴史意識の削除は「福祉意識の世代間断絶」を生み出し、世代間の不信。対立を生み出します。扶養意識、貧困の社会的理解が困難になり、無自覚に「生活の自己責任」感を受容する。福祉意識のセルフコントロールが効かない。与えられた意識でコントロールされやすくなる。このような心配はないか。学生の場合は、生存権、ナショナルミニマムなどは丁寧な解説が必要になる。不勉強だからではなく、厚労省の 2009 年以降の社会福祉士

養成カリキュラムがもたらしたものです。

社会福祉士養成教科書は、政策側が求める福祉の方法や技術を歴史抜きで覚えさせ、国試合格のために自ら積極的に記憶する。「疑問はもつな！」「考えるな！」「効率的な国試対策は丸暗記だ！」。TV でくりかえし放映された森友学園保育園児「教育勅語」暗唱教育と同じです。心理学的に見るとこの「暗唱」法は、マインドコントロール同様の結果をもたらすのではないかと私は思います。

優秀なベテラン福祉職が、2015 年中央法規版教科書『地域福祉の理論と方法』の記述を読み、「ウソだ」と即座に反応した。教科書に書いてある事実を「書いてある」と認めずに、「ウソだ」という。大脳が教科書の記述を生理的に受け付けられない。自分の記憶と異なる別な考え方は受容できないようなのです。

「戦後社会福祉の理念」を重視する古参の有名な研究者が、私が「行政側の福祉」について説明すると、即座に「その考え方はさかさまだ、永山は行政側だ」といきなり批判しました。驚きました。誰がどう福祉を考えているか説明をしたのに、これと説明者の考えと区別ができない。これもマインドコントロールの例かもしれません。異なる立場、異なる意見を「理解しようとする意思」がひ弱だと拝聴したものです。

聖書には「汝の敵を愛せよ」という有名な言葉があります。気仙沼の日本人牧師が「敵は誰であれ、愛することはできないのではないか？」と疑問符をつけ、立ち止まって訳語の再検討を主張する。牧師さんの強靱な思考力に私はここをうたれました。この場合「愛」ではなく、「汝の敵を理解せよ」ということが念頭にあったと記憶します。

いずれにせよ社会福祉士養成教育から「歴史」を排除すると思考力が低下し、マインドコントロールが容易になるようです。みなさんはどう考えますか。

第5に、新カリキュラムの社会福祉士養成教科書『地域福祉の理論と方法』（中央法規2015）をみてたいへん驚きました。

①「セキュリティを考慮した福祉」（「セキュリティ型福祉」と略称）が社会的に要請されている。この要請が時代の流れだという。②セキュリティを考慮した福祉の先行事例は地域福祉だと種を明かす、③地域福祉は＜共生の地域福祉＞をスローガンに国民運動として取り組んできたが、これは実は「セキュリティ型地域福祉」だったという。この3点は私にとって衝撃的でした。話がまったく違うからです。

私たちは、異様なこの記述について、まず内容を正確に理解しようと考えたのです。教科書の執筆陣は、i) 地域福祉の設計段階で「セキュリティ型」であることを知っていた、ii) 「セキュリティ型」であることを30-40年間も福祉関係者、国民に隠した、iii) 「セキュリティ型」福祉を戦争法強行採決予定の2015年に、なぜ社会福祉士養成教科書で公表したか、iv) 私たち研究者は＜共生の地域福祉＞が「セキュリティ型地域福祉」であることになぜ気づかなかったのか？反省とともに、以上の諸点をよく調べたいと思った。問題の核心は「セキュリティ型地域福祉」はどのような人たちが構想し推進したか、です。

つまり私たち研究者は、地域福祉の「成立過程＝歴史」を正確に調べていなかったこと

を、『地域福祉の理論と方法』（中央法規 2015）が指摘したことになる。厚労省社会福祉士養成教育カリキュラムは「福祉の歴史」をバツサリ削除したが、研究者の意識にも歴史研究軽視の影響がすでにあったこととなります。

この不可解で不思議な事象を読み解くために本学会の＜研究委員会公認『地域福祉の理論と方法』（中央法規 2015）深読みプロジェクト＞は立ち上がったと思います。

思い出すと問題は、まず 1970 年前後までさかのぼる。1970 年代前半は、高度経済成長が多くの社会問題を噴出させたが、他方、田中角栄首相（当時）は 1973 年「福祉元年」と称し、本格的な福祉国家入りを宣言します。ところが 1973 年、79 年の二回の石油危機をきっかけに世界経済秩序が崩れ、各国の経済社会は一変する。日本の場合、巨大地震にも匹敵する衝撃を社会にもたらし、戦前の社会地層が突然地表に現れ、戦前と現代が入り混じり、将来の社会福祉がどうなるか不安が広まったのです。カオス状態です。

東京、大阪、名古屋の研究者の意見を聞いたことがありましたが、戦後社会福祉の理論、政策、実践を支えた福祉の大御所や中堅研究者もこの巨大な衝撃に皆立ちすくんだように感じました。政治家、実業家、研究者、その誰もが予測のつかない不安な時代が 1970 年代後半でした。したがって 21 世紀にむけた社会福祉のあり方を模索する研究は、大御所も中堅研究者も横一列で同じスタートラインにならぶことになった。

私にとってもう一つの驚きは、スタートライン上に総合研究開発機構 NIRA「21 世紀への課題」プロジェクト（1975-88）が並んだことです。国家の総力をあげたこのビッグプロジェクトの問題意識は、「福祉」と「経済・政治」を総合安全保障というキーワードで総括する国家戦略を描くことです。この「21 世紀への課題」プロジェクトは、東京都内一軒家が 500 万円程度で手に入る時代に 3 億円、研究者 300 人、期間 3 年の研究でした。実はこの研究が戦後社会福祉の転換の始まりになるのです。

国家プロジェクトは、戦後日本を支えた経済界、保守政党、保守官僚等が共有した「体制危機の意識」が土台になっています。この危機意識は、1929 年アメリカ発世界大恐慌を体験したベル電話会社副社長の C.I.バーナードの抱いた危機意識と同じ（拙著『戦後社会福祉の転換』1993）で、経営学のバイブル『経営者の役割』（1938）は、体制危機を乗り越える経営者の哲学の確立にあったといえます。同じ「体制危機の意識」が、21 世紀日本の「行政側の福祉」を産み落とした。つまり研究者の不安・危機感を国家プロジェクトもまた共有していた。

福祉文化学会なのでふれておくと、「体制危機の意識」について 1993 年ごろ一番ケ瀬先生と話をし、ほぼ共通する理解であったことを思い出します。そして C.I.バーナードの私の評価に、「同感だわ」ともいった。バーナードを読んでいた。

「21 世紀への課題」プロジェクトの研究成果は政府によって公式に採用され、閣議決定「新経済社会 7 カ年計画」（1979）となる。「7 カ年計画」は、①経済安全保障、②危機管理型総合安全保障、③日本型福祉社会の分節化された三領域で構成されるが、これを総括する総合政策なのです。国家の総合政策は戦後これが最初の試みです。福祉の場合も、危

機克服という総合政策の目標を達成するため、「国のあゆみをかえる」政策的道具に変化したのです。ここが理解できない。ともあれ 1980 年代、全国社会福祉協議会『福祉改革』（資料集）では冒頭で③の全文を転載し、これを戦後社会福祉の転換点に位置付けた。正しい理解です。これが 1980 年代の福祉動向を考える場合の指標で、今も変わらない。

「新経済社会 7 カ年計画」に含まれる「行政側の福祉」の哲学的基礎は日本経済調査協議会桜田武委員会報告書『福祉とは何か』（「価値福祉」論）（1974）です。政策レベルでいえば、①②③の三領域として具体化（分節化）され、政府の政策運営は①②③を一全体として実施されてきた。21 世紀になり、地方自治体レベルでは、①②③が三領域ごとに実施されたが、2020 年以降は、①②③を融合した地域社会システムを構築予定です。

「7 カ年計画」は「体制危機の意識」がベースなので、計画遂行上ある種の強い対立意識によって権威主義的な政策運営手法をとる。

総合研究開発機構 NIRA「21 世紀への課題」プロジェクト（1975-78）にそって福祉をみると、21 世紀日本が目指す国家社会の形が見えてくる。「行政側の福祉」が福祉改革を牽引し、そして社会革命を引き寄せる。「7 カ年計画」にもとづく 1980 年代、「第二臨調＝行革」の戦略目標を木内信胤第二臨調第一専門部会会長は「行革は、国の歩みを変えるために行うものであって、たんに財政を救うものではない」（『第 1 専門部会報告一行革の理念とビジョンとは、どのように構想し、どのように発表していくべきか』1981.06）と説明した。「行政側の福祉」は「国のあゆみをかえる」福祉であり、中央法規『地域福祉の理論と方法』は「行政側の福祉」は「セキュリティ型福祉」だと打ち明けた。「行政側の福祉＝セキュリティ型福祉＝国のあゆみをかえる福祉」になる。

繰り返しますが、中央法規『地域福祉の理論と方法』の「セキュリティ型地域福祉」は閣議決定「新経済社会 7 カ年計画」（1979）に根拠があるのに、この計画を抜きに地域福祉を理解する傾向が強い。厚労省の社会福祉士養成教育から「福祉の歴史」が削除されたので、研究者の意識からも地域福祉の政策的根拠がさらに遠くのものとなる。

中央法規『地域福祉の理論と方法』（2015）に記載された新・地域福祉活動は「ひとつのつながり」を隙間なく日常的に動向を把握するとしたが、2020 年、新型コロナ第 1 波対策で政府は、これに沿ったクラスター対策、接触感染アプリ、マイナンバーカード連結等、個々人の感染情報と行動情報を地域包括的に集める情報収集システムの構築＝「行政のデジタル化」を熱心に進めている。

新型コロナの政府対策は後追いで、アベノマスクに象徴されるようにひどくチャランポランなのに、「ひとつのつながり」「ひとつの動き」については、なぜか一貫して強い関心を寄せている。この国はひらたくいえば個人動向管理の社会を「新しい生活様式」を通じて追求しているかのようです。

問題はしたがって、中央法規『地域福祉の理論と方法』（2015）記載の新・地域福祉活動と新型コロナ対策との強い相関性をどう理解したらよいのかです。みなさんが納得できる説明を今の私にはできません。この相関性は、2015 年版中央法規『地域福祉の理論と方

法』の編纂と政府の 2020 年新型コロナ対策を仕切る担当者は同一グループだという妙な結論になってしまうからです。他の説明方法があるはずだと思います。

以上が、＜現在の福祉＞について私が感じる 5 つの「不思議」です。

*＜福祉ファクターX＞の解明

戦後社会福祉は「一部の弱い立場にあるひとびとの福祉」で、21 世紀福祉は、政府の新型コロナ対策を新・地域福祉活動にそって実行させる潜勢力をもつ。はっきりいえば＜気づかない福祉＞、あるいは＜“忍び”の福祉＞です。

ノーベル賞受賞者中山伸弥教授は、新型コロナ第 1 波日本での死者数が少なかった要因を究明するため、諸説ある考え方を包摂し＜ファクターX＞と表現した。うまい表現ですね。「行政側の福祉＝＜気づかない福祉＞」にはいくつもの要素・特性が混在している可能性があるため、中山伸弥教授にならぬこれを＜福祉ファクターX＞とする。

＜気づかない福祉＞は＜“忍び”の福祉＞のようなので、NHKTV 戦国時代の忍者学園「忍たま乱太郎」のイメージで考える。調べてみると、原作はかの有名な尼子騷兵衛先生の『落第忍者乱太郎』です。「忍たま」の語源は「忍者のたまご」と定義される。

忍者学園の乱太郎ら「忍たま」が猛勉強し、2015 年版社会福祉士養成教科書『地域福祉の理論と方法』（中央法規）の＜影の編集者＞となって腕を磨き、パワーアップしたところで 2020 年、新型コロナ対策では政府を手玉に取り、感染防止は地方自治体、住民、保健医療福祉等の自己責任で処理し、2 次にわたる巨額の補正予算を「中抜きシステム」で荒稼ぎ、他方ではコロナ対策と称し、いつでもどこでも「盗み」がスムーズにやれるよう“忍び”専用地域別情報ネットワークをうまいとこ整えた。学園長は、乱太郎らの腕がすこぶる向上したので涙を流して喜び、歓喜のあまり東京上空に“5 羽のトンビ”を旋回させた。調べによると学園長は「なぞの天才忍者だった方」です。

これならば面白そうですね。尼子騷兵衛先生は気に入って NHKTV 「忍たま乱太郎」 「＜福祉ファクターX＞の段」を放映されるかも。「令和日本」の「福祉の不思議」です。

そこで皆さんに一つだけ問います。＜福祉ファクターX＞に戦後社会福祉の根幹である「国民の生存権」は継承されているのか、否か？

*自分の言葉で語らない「新たな行政側の福祉」の定義

21 世紀の「新たな福祉の理念」について厚生労働省はどう説明しているのか。HP によると「社会福祉に対する住民の積極的かつ主体的な参加を通じて、福祉に対する関心と理解を深めることにより、自助、共助、公助があいまって、地域に根ざしたそれぞれに個性ある福祉の文化を創造する」。21 世紀の福祉は、社会福祉法を法的根拠とした地域福祉により「福祉の文化」を創造することが目的です。

厚労省の説明を調べてみると、社会福祉法を準備した中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会『社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）』（1998.06.17）の引用で、

HP はその要点です。「新たな福祉」は福祉をつくるのが目的ではなく、「福祉の文化の創造」です。これって何か理解できますか？「行政側の福祉」の根本にかかわる不思議です。

「行政側の福祉」の定義が、厚生労働省自身のことばではなく、上記分科会の定義の引用で、現在も変わらない。かつて私は厚生労働省に「地域福祉の定義は引用文だが、公式見解としてこれを理解してよいのか」と伺ったが、「そう理解してくれてよい」ということでした。いつのまにか厚労省が「文化」を創造する省にかわった。皆さんは何か不思議だと思いませんか。何人かの研究者に聞いたが、とくに疑問には思わなかったという。

なぜ、厚労省は自分の言葉で語らないのか？考えられることは、「行政側の福祉」理念の決定者は厚労省ではないということです。よく考えてみると「行政側の福祉＝地域福祉」の出自は、実はあいまいで、不明です。「なぞの天才忍者だった」忍者学園の学園長なら知っているかもしれません。

社会福祉士養成教科書『現代社会と福祉』によると、21 世紀福祉は公共政策（社会秩序の維持）を実現するための制度政策の道具です。社会福祉士養成教科書で授業をする研究者でさえこのことをあまり知らない。聞くと「えっ！」という。福祉は高齢、介護、子育て、障害等々と分野ごとで考えるが、公共政策の説明にしたがうと「行政側の福祉」概念は、閣議決定「新経済社会 7 カ年計画」（1979）の、①経済安全保障、②危機管理型総合安全保障、③日本型福祉社会の 3 領域を包括した内容になる。多くは、どうしてもこれを受け入れられない。「身に付いた福祉」は普遍だと思っているのでしょうか。

1980 年代の日本型福祉社会という用語の場合も同様で、「家族福祉」で解釈すれば理解するが、「地域福祉」として理解することは受け入れない。この思考も信仰のように浸透している。これが①②③を統合した「行政側の福祉」の理解を妨げている。乱暴ですが、マインドコントロールが 40 年たっても解けない証拠です。

福祉に関してみると、大きな転換点になると不思議なことに、なぜかこの種の「錯覚」が社会を覆う。この規則性がきわめて不自然で、作為的に思われます。忍者学園の「なぞの天才忍者だった」学園長に理由を教えてください。

* 「行政側の福祉」を利用した生活保護基準引下げシステム？

現在の「行政側の福祉」は、戦後社会福祉の生存権保障を継承しているか？「国民の生存権保障」に代わって示された地域福祉の理念は、「地域に根ざしたそれぞれに個性ある福祉の文化を創造」です。生存権保障の代替えとなる「地域の個性ある福祉の文化を創造」という理念は、私たちの日常生活にどう向き合うのか。中央社会福祉審議会『社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）』にこの説明がない。あえて問えば「自助・互助・公助」になる。そこで「公助」領域に含まれる生活保護制度あるいは生活保護支給基準がどう扱われているか。

新型コロナ第 1 波終息後、「新しい生活様式」が喧伝されはじめた 2020 年 6 月 25 日、名古屋地裁で一つの判決がでた。実は、2013 年から厚労省は生活保護支給額水準の引き下

げを実施してきた。これに対し、全国 29 地裁で集団訴訟が起こされていたのです。理由は、引き下げは、専門家の検討を経ておらず、物価下落率を大きく見せかける計算方法を採用するなど、生活保護法の定める厚労相の「裁量権」に逸脱があり、この引き下げは違憲・違法だという主張です。集団訴訟の最初の判決が名古屋地裁です。

報道によると判決は、①生活保護支給基準の引き下げ手続きで「専門家の検討を経ることを義務づける法令上の根拠は見当たらない」、②当時物価下落で「生活扶助基準額が実質的に増加した状況にあった」から厚労相の「引き下げは妥当」、③「生活保護基準は合理的な基礎資料によって算定されるべきで、政治的意図で算定されるべきではない」との主張に対し、「自民党の政策は、当時の国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」なので、「厚労相は基準改定に考慮できる」とした。

各メディアは、名古屋地裁が生活保護基準の判断要素に「国民感情」を追加したことに驚きをもって報道した。私も驚いた。「国民感情」をなぜ強調したのか。直感的に私は、裁判官が社会福祉士養成教科書『地域福祉の理論と方法』（中央法規 2015）の新・地域福祉活動が念頭にあるな、と思いました。

2015 年から指摘してきたが、2012 年、社会保障基礎構造改革推進法付則第 2 条が生活保護受給を不正受給者予備軍と位置付け、さらに『地域福祉の理論と方法』（中央法規 2015）が新・地域福祉活動の目標を「地域における普通の生活を妨げるもの」への対処にしぼった。以前から「税金を使う生活保護支出」は「重税」とほぼ同義語で流布され、生活保護受給抑制のテコに使われてきた。同調圧力です。これを前例とすれば、生活保護支給は「地域における普通の生活を妨げる」要素となる。新・地域福祉活動を生活保護受給抑制・支給基準引き下げの「決め球＝国民感情」として利用するつもりではないか。

厚労相の裁量権も、新・地域福祉活動も、ともに厚生労働省所管です。厚生労働省は、新・地域福祉活動を利用し、生活保護受給・支給基準をコントロールする新たな手段を手に入れたことになる。名古屋地裁判決は、新たなこの生保抑制手段を稼働する呼び水を与えようとした。私はこのように直感したのです。

改めていえば私の強調点は、名古屋地裁は『地域福祉の理論と方法』（中央法規 2015）の新・地域福祉活動を念頭に「国民感情」を強調したのではないか、ということです。

社会福祉士養成教科書『地域福祉の理論と方法』（中央法規 2015）に記された新・地域福祉は「ありえない」というが、さまざまな分野で信じがたい相関関係が確認される。なぜこのような不思議が生ずるのか？

地域福祉活動そのものは本来、「共生社会」を目標として開始され、官民の協働によって半世紀に及ぶ地道な活動を積み重ねてきた。ところが 2015 年中央法規『地域福祉の理論と方法』に、新たな地域福祉の方法として「地域における普通の生活を妨げるもの」に対する対処活動方針を、めだたない暗号で忍び込ませた。＜“忍び”の地域福祉＞です。

今後の地域福祉活動は、不信と対立を呼び込む＜“忍び”の地域福祉＞を識別し、「共生の地域福祉」を貫くことが生存権保障のために重要なポイントになる。これを見逃すと生存

権の理念は、知らない間に底がやがて抜ける。事態は深刻だと思います。国民生活の危機といってもよい。現時点でいえば各メディアはこの論点がまたも抜けている。

ともあれ厚労省は、厚労相の裁量権と「国民感情」を組織する方法を手に入れ、生活保護給付、支給基準のコントロールシステムを整えた。1980年代の「戦後社会福祉の終息」と「行政側の新しい福祉＝地域福祉の推進」との「マッチポンプ」作戦で見事な成果をあげたが、これに味をしめてまた新たなマッチポンプ作戦を仕掛けるわけです。

2020年の場合、ポスト新型コロナの「新しい生活様式」は、戦後生活保護制度の原理を終息させ、「自己責任＝現地自活」生活に国民を誘導する。生活保護制度抑制のもとで、「自己責任＝現地自活」の生活がどのような結果を生むか、日中戦争下での日本兵が経験済みです。

たとえば吉田裕『日本軍兵士』（中公新書 2017）によれば、「1940年からは、日中戦争の戦費節減と『現地自活』方針が強行されていた。そのため現地軍は前年比で三割の戦費節減をよぎなくされていた（戦史叢書 支那事変陸軍作戦<3>）…大本営に直属する野戦経理長官部（長官は陸軍省経理局長の兼任）は、1939年3月に、『支那事変の経験に基づく経理勤務の参考』（第二輯）」を発行しているが、その第4項、『住民の物資隠匿法とこれが利用法』は、事実上、略奪の『手引き』となっている」（97頁）。大本営が、略奪を組み込んだ生活を日本兵に強いたのです。

安倍政府の生活保護支給基準の引き下げのもとでの「新たな生活様式」の提案は、大本営の「現地自活」方針と同じで、帝国陸軍の考え方です。名古屋地裁は新型コロナ第1波終息後にきわめて衝撃的な判決をだしたことになる。不思議なタイミングです。

だから私は「21世紀型福祉＝地域福祉」の理念とは何か、「行政側の福祉文化」とは何かはいまだ正体不明で、「霧の中」だといっている。戦後社会福祉に対置された「行政側の21世紀型福祉」の最終目標は一体何か。半世紀におよぶ年月をかけてもなお、福祉研究上、解明されていない。＜気づかない福祉＞とは＜気づかれない福祉＞ではないか。

もう一度、1981年の第二臨調第一専門部会会長・木内信胤の主張を聞いておく。「行革は、国の歩みを変えるために行うものであって、たんに財政を救うものではない」。忍たま乱太郎がこのフリップもって画面の横から顔を出すかもしれません。

一国の国民生活の根本にかかわる制度の原理的変更、とりわけ生存権という日本国憲法の根幹であるところの生活保護制度を崩そうとする「行政側の福祉」は、政策目標を覆い隠したまま大規模に展開してきた。このような政治・行政手法は、明治以降なかったと思う。1980年代以降の「行政側の福祉」は＜福祉をもって福祉を制する＞性格がある。「行政側の福祉」は＜不思議＞で覆われている。正直いってこれは不気味です。

「行政側の福祉」は誰が構想し、誰が中心になって推進しているのかも不明です。しかしこのような高度で大規模な国民意識のコントロールは、だれでもやれるわけではない。

以上